

ハラスメントの防止に対する基本方針

職場におけるハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、従業員の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与えかねる問題です。

いかなる形態のハラスメントであっても、職場の雰囲気悪化や、職場秩序を阻害するような言動は許されません。

当社は、従業員一人ひとりがハラスメントについて理解するとともに、すべての個人が尊厳され、誰もが安心して働けるハラスメントのない良好な職場環境の構築し、活気ある職場を目指し、以下に掲げる取り組みを徹底いたします。

1.当社は、下記のハラスメント行為を許しません。

- (1)セクシュアルハラスメントに類する行為
- (2)妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント行為
- (3)パワーハラスメントに類する行為
- (4)モラルハラスメントに類する行為
- (5)その他、「いじめ、嫌がらせ」「強要」「個人の尊厳を傷つける言動」により人間関係や職場環境に悪影響を及ぼすハラスメント行為

2.この方針は、当社従業員のみならず顧客、取引先等、当社に関係するすべての方を対象とします。

3.ハラスメント問題防止のため、当該基本方針を周知し、従業員一人ひとりがハラスメント問題について正しく理解するための研修や啓発を行います。

4.ハラスメントに関する相談窓口を設置し、苦情・相談の申し出があった場合は、規程に則り迅速かつ適切に対応します。

5.苦情・相談に関与した者に対し、以下の対応を徹底させます。

- (1)プライバシーや人権の尊重
- (2)問題処理に必要な場合を除き、知りえた相談内容等の秘密の保持
- (3)相談者や事実確認への協力に応じた方への不利益扱いの禁止

6.ハラスメント行為が確認された場合、行為者には就業規則に基づき厳正に対処します。また、被害者に対しては、就業環境の改善に向けて必要な措置を講じるとともに、再発防止に努めます。

制定日：2022年7月7日

株式会社ADI.G

代表取締役社長 浅野弘治